

## 議案第61号

市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年条例第2号）及び教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年11月27日提出

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久

### 提 案 理 由

市長、副市長及び教育委員会教育長の期末手当について、職員の期末手当及び勤勉手当との均衡を図るため支給割合を改定したいので、この案を提出するものである。

市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の225」に改める。

第2条 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の225」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。